

日田市ふるさと納税取扱業務に係る

審査要領

1 審査対象者

審査対象となる事業者は、プロポーザル参加資格を認められた事業者のうち、指定期日までに企画提案書等の提出をした者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が1社の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は企画提案書等により日田市ふるさと納税取扱業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が審査対象者の厳正な審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。

ただし、提出された企画提案書等において「日田市ふるさと納税取扱業務公募型プロポーザル実施要領」8（2）作成方法の⑤に該当する場合、又は同 11 失格事項に該当する場合は審査を行わず失格とする。

3 審査項目及び評点

プロポーザルにおける審査項目及び配点等は、別紙「日田市ふるさと納税取扱業務に係る評価基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。

4 プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

（1）実施日程

令和 6 年 7 月 9 日（金）に実施するものとする。

実施日にプレゼンテーションが実施できない事情が生じた場合は、改めて実施日を通知する。

（2）実施場所

プレゼンテーションの実施については、日田市役所本庁の指定する会議室で行う。

（3）実施時間

プレゼンテーションの時間は提案内容説明を 20分以内とし、質疑応答を10分行うものとする。

（4）入室人数

プレゼンテーション会場への入室は1社あたり 3 名以内（機器操作者を含む）とする。

(5) 会場設営

プレゼンテーション実施会場には長机、椅子、電源、延長コード、大型モニタは備えているが、その他必要な物（パソコン等）があれば提案者自身で準備すること。

(6) 禁止事項

① プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を活用するものとし、追加の資料配布は禁ずる（プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書等に盛り込んでおくこと）。

② プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁ずる。

(7) その他

災害など不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションの実施方法や日程等が変更となる場合がある。

5 契約候補者の選定方法

(1) 選定基準

プロポーザル参加者による企画提案書、見積書、プレゼンテーションにより審査を行い、総合点数の最も高い提案者を契約候補者として選定する。ただし、総合点数が最も高い提案者が複数ある場合は、見積書の価格が低い提案者を契約候補者として選定する。

(2) 選定方法

① 日田市ふるさと納税取扱業務プロポーザル審査委員会の委員が、評価基準に基づいて採点を行う。

② 候補者選定の要件として、採点合計が総配点の 6 割以上を満たすこととする。

③ 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。